

議第 1 1 9 号

呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 0 年呉市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 三条・海岸地区の表建築物の用途の制限の項及び別表第 2 の 2 栄町周辺地区の表建築物の用途の制限の項に次の 1 号を加える。

(5) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの。

別表第 2 の 3 夢ヶ丘地区の表建築物の用途の制限の部店舗地区の項建築制限の内容の欄を次のように改める。

次に掲げる建築物は、建築してはならない。

(1) 第 2 種住居地域

ア 工場（令第 1 3 0 条の 6 の工場を除く。）

イ ホテル又は旅館

ウ 自動車教習所

エ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

オ 床面積の合計が 1 5 平方メートルを超える畜舎

カ ダンスホールその他これに類するもの

(2) 近隣商業地域

ア 工場（令第 1 3 0 条の 6 の工場を除く。）

イ ホテル又は旅館

ウ 自動車教習所

エ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

オ 床面積の合計が 1 5 平方メートルを超える畜舎

カ 倉庫業を営む倉庫

キ ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

別表第 2 の 4 学びの丘地区の表建築物の用途の制限の部店舗地区の項及び別表第 2 の 5 グリーンタウン郷原地区の表建築物の用途の制限の部店舗地区の項に次の 1 号を加える

(7) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

別表第 2 の 7 呉駅南地区の表建築物の用途の制限の項に次の 1 号を加える。

(6) ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

別表第 2 の 9 広駅前地区の表建築物の用途の制限の部を次のように改める。

<p>建築物の用途の制限</p>	<p>ゆとりの住宅ゾーン（B地区）、計画的市街地形成ゾーン及び学びのゾーン</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 第1種住居地域  ア 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎  イ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>(2) 第2種住居地域  ア 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎  イ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場  ウ ダンスホールその他これに類するもの</p>
	<p>副都心拠点ゾーン及び暮らしの商業ゾーン</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 近隣商業地域  ア 工場（令第130条の6の工場を除く。）  イ 倉庫業を営む倉庫  ウ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎  エ ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(2) 商業地域  ア 工場（令第130条の6の工場を除く。）  イ 倉庫業を営む倉庫  ウ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎  エ 法別表第2（ち）項第2号及び第3号に掲げる建築物  オ ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p>
	<p>賑わいのシンボルロードゾーン及び良好な住環境誘導ゾーン</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 第1種住居地域  床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(2) 近隣商業地域  ア 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎  イ ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p>
	<p>高度利用促進ゾーン</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 近隣商業地域  ア 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎  イ ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(2) 準工業地域  ア 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p>

		イ 法別表第2(ち)項第2号に掲げる建築物 ウ ナイトクラブ, ダンスホールその他これらに類するもの
--	--	---

付 則

この条例は, 公布の日から施行する。

(提案理由)

建築基準法等の一部改正及び広島圏都市計画地区計画の変更に伴い, 当該変更に係る所要の規定の整備をするため, この条例案を提出する。